

我孫子市創業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市創業支援補助金交付要綱（平成28年告示第77号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、申請年度内に創業する者又は申請時に創業の日から3年を経過しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)から(9)まで 略</p> <p><b><u>(10) 千葉県信用保証協会が信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第1項第1号の規定により行う保証の対象となる中小企業者であること。</u></b></p> <p>(11)から(14)まで 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業を営む者は、補助金の交付対象としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>附 則</p> <p><b><u>(施行期日)</u></b></p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、申請年度内に創業する者又は申請時に創業の日から3年を経過しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)から(9)まで 略</p> <p><b><u>(10) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種のうち、市長が補助対象として適当と認める業種を営んでいること。</u></b></p> <p>(11)から(14)まで 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業を営む者は、補助金の交付対象としない。</p> <p><b><u>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業</u></b></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>附 則</p>

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた者に係る特例措置）

2 次の各号のいずれかに該当する者であって、この規定の施行の日以後に実施される特定創業支援等事業による支援を受けることを誓約したものの（以下「特例創業者」という。）は、第5条第1項の規定により補助金の交付の申請をする時点（第4項において「申請時」という。）において、第3条第1項第2号の特定創業支援等事業による支援を受け、証明書の発行を受けているものとみなし、第5条第1項本文の交付申請書に同項第1号の書類の添付を要しないものとする。

(1) 令和2年1月1日から同年4月6日までに創業した者で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けていると市長が認めたもの

(2) 令和2年7月13日において創業の日から3年を経過しない者で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施が延期された特定創業支援等事業である実践創業塾（次項において単に「実

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

実践創業塾」という。)の延期後の最終日の翌日までに創業の日から3年を経過することとなるもの

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、実践創業塾の延期後の初日の前日までに補助金の交付の申請をしなければならない。

4 第2項第2号に規定する者は、第3条第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、申請時に創業の日から3年を経過している場合であっても、補助金の交付の対象となる者とする。

5 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた特例創業者は、第9条第1項の規定にかかわらず、任意の時期に市長に実績を報告することができる。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。